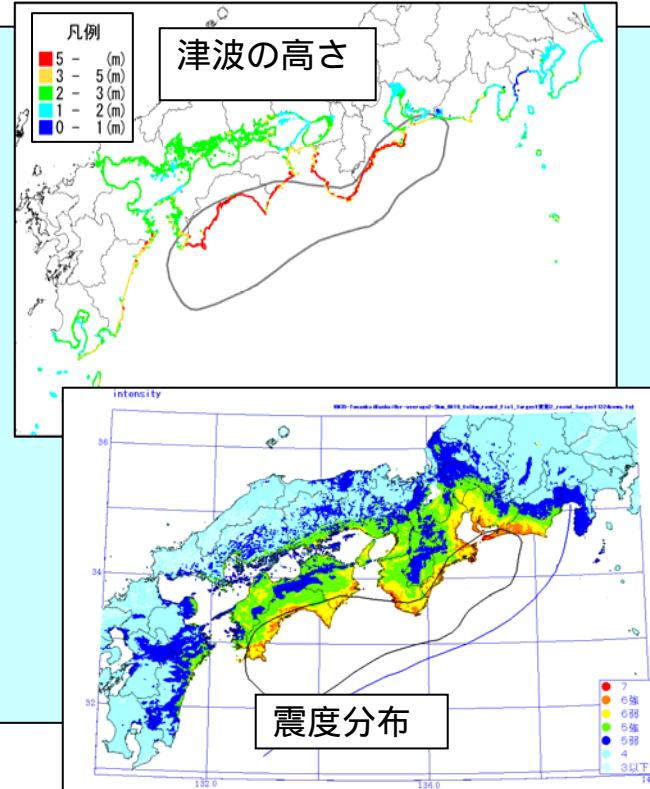


東南海・南海地震応急対策活動要領について

平成18年4月中央防災会議決定

背景

- 「東南海・南海地震対策大綱」
(平成15年12月)
 - 政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した活動要領の策定
 - 被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画
- 対象地震：
東南海地震、南海地震の同時発生



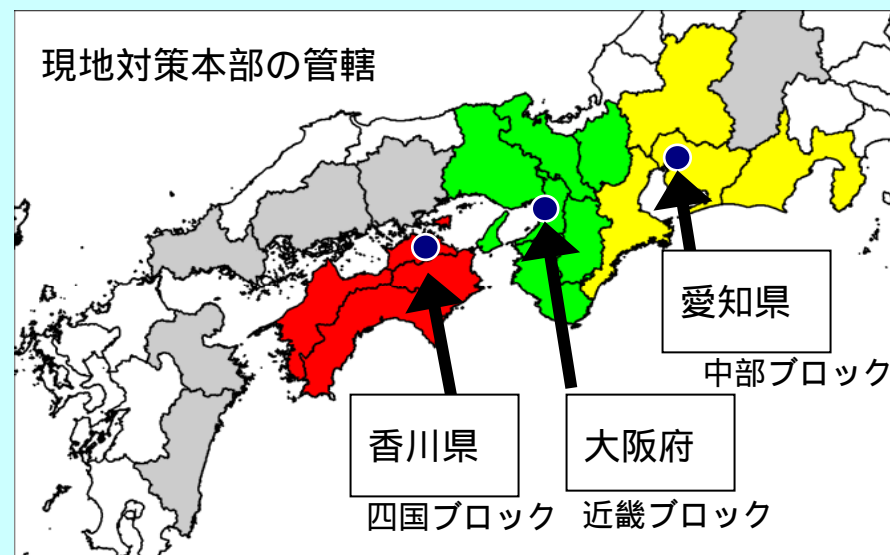
政府の活動体制

- 緊急災害対策本部の設置
 - 被害の状況及び災害応急対策の実施状況の把握
 - 災害応急対策の実施に関する総合調整
- 緊急災害現地対策本部の設置
 - 現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の3カ所に設置
 - 現地における被災状況のとりまとめ
 - 被災地内における広域的な資源配分等の調整



設置場所	管轄区域
愛知県	中部ブロック
大阪府	近畿ブロック
香川県	四国ブロック

：緊急災害対策本部が調整



主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

救助・救急・医療・消火活動

(警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

< 関係都府県に対する広域的応援 >

- 救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- 災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- 非被災都道府県に対する消防応援の要請



食料、飲料水等の調達

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛庁、海上保安庁)

- 主要な物資を中心とした調整体制の整備
- 緊急度、重要度に応じた調達活動



緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛庁、消防庁)

< 交通の確保 >

- 道路交通規制
- 道路の応急復旧
- 航路障害物の除去

< 緊急輸送活動 >

- 自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- 船舶、航空機を用いた緊急輸送



活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については今後とりまとめ